

三重県公報

号

外

昭和三十四年八月三十日

日 曜 日

目次

- 一 規則
- 一 市町村に対して交付すべき昭和三十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則

規 則

◎三重県規則第五十七号の二

市町村に対して交付すべき昭和三十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則を次のように定める。

昭和三十四年八月三十日

三重県知事職務代理者
三重県副知事 高 谷 高 一

市町村に対して交付すべき昭和三十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する総理府令(昭和三十三年総理府令第四十七号。以下「府令」という。)の規定にもとずき、知事において市町村の基準税額を定めるものにつき、その算定方法を規定する。

(市町村民税の基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税中所得割の算定方法は、次に掲げるところによつて算定した額とする。

一 申告納付にかかる分

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十六条第一項の規定によつて申告書を提出する者が納付した昭和三十三年分の所得税額及び当該申告書を提出する義務のない者が同法第十六条の規定によつて納付した昭和三十三年分

の所得税額で、昭和三十四年三月三十一日現在において県内稅務署につき調査した市町村別稅額（地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第五号の規定により、所得稅額に含まないこととされたものにかゝる額を除く。）の合算額に〇・一三七二を乗じて得た額

二 源泉徴収された者にかゝる分

当該市町村における所得稅法第三十八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定によつて源泉徴収された昭和三十三年分の所得稅額のうち、昭和三十四年度分の市町村民稅の課稅標準となるべきであつた額として調査した額に〇・一七一二八を乗じて得た額

三 法人稅額

イ 当該市町村について次に定める方法によつて算定した額の合計額。この場合において市町村分割法人にかゝる課稅標準額は、地方稅法第二百二十一条の十三の規定によつて算定するものとする。

(1) 次の算式によつて算定した額

算式

$$\begin{aligned} \text{分割法人分} &= (a \times 0.0567 \times 0.986276) + (b \times 0.0875 \times 0.048892) + (c + 0.0525 \times 0.048892) + (d \times 0.0553 \times 0.048892) + (e \times 0.0567 \times 0.048892) \end{aligned}$$

その他の法 $= (a \times 0.0567 \times 1.107943) + (b \times 0.0875 \times 0.084328) + (c + 0.0525 \times 0.084328) + (d \times 0.0553 \times 0.084328) + (e \times 0.0567 \times 0.084328)$

人分

算式の符号

a 市町村分割法人については、昭和33年4月1日から昭和34年3月31日までの間に事業年度が終了した法人にかゝる課稅標準額（当該事業年度にかゝる法人稅額で昭和34年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においてはその最終の修正申告、更正又は決定による法人稅額の課稅標準額とする。）とし、その他の法人については、昭和33年2月1日から昭和34年1月31日までの間に事業年度が終了した法人にかゝる課稅標準額（当該事業年度にかゝる法人稅額で昭和34年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものについては、その最終の修正申告、更正又は決定による課稅標準額とする。）

b 昭和29年3月31日以前に事業年度が終了した法人で、昭和33年4月1日から昭和34年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定がなされたものについては、当該修正申告、更正又は決定による

最終の課稅標準額から昭和33年3月31日以前における最終の課稅標準額を控除した額

d 昭和29年4月1日から昭和30年6月30日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和33年4月1日から昭和34年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定がなされたものにあつては、当該修正申告、更正又は決定による最終の課稅標準額から昭和33年3月31日以前の最終の課稅標準額を控除した額

d 昭和30年7月1日から昭和30年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和33年4月1日から昭和34年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定がなされたものにあつては、当該修正申告、更正又は決定による最終の課稅標準額から昭和33年3月31日以前の最終の課稅標準額を控除した額

e 昭和30年10月1日から昭和33年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和33年4月1日から昭和34年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定がなされたものにあつては、当該修正申告、更正又は決定による最終の課稅標準額から昭和33年3月31日以前の最終の課稅標準額を控除した額

した額。ただし、その他の法人にあつては「昭和30年10月1日から昭和33年3月31日までの間」とあるのは「昭和30年10月1日から昭和33年1月31日までの間」と読み替へるものとする。

(2) 府令第二十五条第四項第一号の(イ)及び(ロ)の規定の例によつて調査した昭和三十三年度及び昭和三十二年度の法人稅額にかゝる基準稅額の課大算定額又は課小算定額

ロ イの算定を行う場合において、イの(2)によつて算定された課大算定額がイの(1)によつて算定した額をこえる市町村については、前該こえる額を算として計算するものとし、昭和三十三年度の財源超過市町村にかゝるイの(2)によつて算定された課大算定額又は課小算定額についても同様とする。ただし、昭和三十三年度財源超過市町村で当該課大算定額が昭和三十三年度の財源超過額をこえるものについては、そのこえる額をイの(2)によつて算定せられた課大算定額として計算するものとする。

イ及びロの算定を行う場合において昭和三十三年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に市町村の廢置分合又は境界変更が行われた市町村に於いては、前該關係市町村のうち昭和三十三年度において財源超過市町村であつたものにかゝる財源超過額の合算額が同年度に

において財源不足市町村であったものにかかる財源不足額をこえる市町村を昭和三十三年年度の財源超過市町村とし、そのこえる額をもつて当該市町村にかかる昭和三十三年年度の財源超過額とする。

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第三条 固定資産税の基準税額の算定方法は、次にかかげるところによる。

一 田、畑、宅地、山林及び原野については、次のイに定める方法によつて算定した額からロに定める方法によつて算定した額を控除して得た額に〇・〇〇九四〇八を乗じて得た額の合算額とする。

イ 知事が決定した昭和三十四年度分の土地にかかる市町村平均価格に市町村内の地積(昭和三十三年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条及び地方税法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第七十六号)による改正前の地方税法第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課せられないものを除く。)を乗じて算定した額(日本放送協会にかかる土地で地方税法第三百四十九条の第三項の規定に該当するものにかかる額については〇・五を乗じて得た額)

ロ 知事が決定した昭和三十四年度分の土地の総価格に自治庁長官から通知のあつた土地の控除率を乗じて得た額を昭和三十三年七月七日付自丙市発第六一号「市町村税の課税状況等の調について」により調査した市町村別の課税標準額のうち一万円をこえ二万円までのものの額であらんとした額

二 家屋については、次のイに定める方法によつて算定した額からロに定める方法によつて算定した額を控除して得た額に〇・〇〇九四〇八を乗じて得た額とする。

イ 知事が決定した昭和三十四年度分の家屋にかかる市町村別平均価格に市町村の家屋の床面積(昭和三十四年度分の家屋の平均価格算出の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条及び地方税法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第七十六号)による改正前の地方税法第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課せられないものを除く。)を乗じて得た額(日本放送協会にかかる家屋で地方税法第三百四十九条の第三項の規定に該当するものにかかる額については〇・五を乗じて得た額)

ロ 知事が決定した昭和三十四年度の家屋の総価格に自治庁長官から通知のあつた家屋の控除率を乗じて得た額を昭和三十三年七月七日付自丙市発第六一号「市町村税の

課税状況等の調について」により調査した市町村別の課税標準額のうち一万円とこえ三万円までのものの額であらんとした額

三 償却資産については、次に掲げる方法により算定して得た額の合算額とする。

イ 市町村における昭和二十九年事業所統計に基いて調査した従業者数(地方税法第三百四十八条の規定による非課税にかかるもの及び同法第三百八十九条の規定による自治庁長官又は知事の評価にかかるもの並びに基準評価額五千万円以上の償却資産を有するものにかかるもの及び一事業所の従業者数が五人未満(放送業にあつては二人未満)であるものを除く。以下同じ。)を府令別表第十に掲げる産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数に分ち、それぞれに同表に定める補正係数を乗じて得た数(整数未満は四捨五入する。以下同じ。)の合計数に二二四五〇銭を乗じて得た額

ロ 昭和三十四年度分の償却資産にかかる固定資産税のうち市町村長が課税標準額を評価決定した船舶の総とん数を府令別表第十一に掲げる船種別の総とん数に分ちそのそれぞれに同表に定める補正係数を乗じて得た数の合計数に九五円を乗じて得た額

ハ 府令第二十六条第四項第一号の(イ)及び(ロ)によつて配分

された額の各二分の一の額を市町村の償却資産課税台帳に登録された償却資産の価格の合算額(地方税法第三百五十一条の規定にかかる免税点以下の価額並びに同法第三百八十九条にかかる配分額及び基準評価額五千万円以上の資産にかかる額を除く。)を船舶及び船舶以外のものに区分してそれぞれにあん分した額

(鉱産税の基準税額の算定方法)

第四条 鉱産税の基準税額は、地方税法第五百十九条にいう物の採掘事業に該当するものについて、次の各号の定めるところにより算定した額の合算額とする。

一 石油鉱業、天然ガス鉱業、亜炭鉱業、非鉄金属鉱業、鉄金属鉱業及び非金属鉱業にかかるもの別に府令別表第十三に定める山元価格に、府令第三十条第一号に準じて調査した昭和三十三年一月から同年十二月(亜炭鉱業については、昭和三十三年四月から昭和三十四年三月)までの間におけるそれぞれの合計数を上記分類別自治庁調査生産量にそれぞれあん分して得た市町村別生産量に乘じた額の合算額に〇・〇〇六六五を乗じて得た額

二 石炭鉱業については、前記の方法に準じて算定した市町村別生産量を府令別表第十四に定める率で府令別表第十三に定める、山元価格を補正した額に乘じて得た額の合算額に〇・〇〇六三を乗じて得た額

(木材引取税の基準税額の算定方法)

第五条 木材引取税の基準税額は、自治庁の配分した樹種別素材生産推定石数を県において調査した市町村別樹種別用途別素材推定生産石数であん分して得た市町村別樹種別素材推定生産石数にそれぞれ府令別表第十五に定める素材標準価額を乗じて得た額の合算額に〇・〇一二五を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の普通交付税の額の算定について適用する。
- 2 市町村に対して交付すべき昭和三十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則(昭和三十三年三重県規則第五十八号の二)は、廃止する。